

## 公開型GIS及び統合型GIS構築業務 仕様書

本仕様書は、美里町（以下「発注者」という。）が発注する「公開型GIS及び統合型GIS構築業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第1章 総 則

#### 第1条 （目的）

本業務は、役場に来庁せずにオンラインで行政情報を確認できる仕組みを導入し、利便性を向上させ「行かなくていい町役場」の実現を目指し、各課所管の行政情報を集約・共有するための庁内GIS基盤となる共通プラットフォームの構築（以下、「統合型GIS」という。）を行い、その行政情報を町民や事業者に公開する仕組み（以下、「公開型GIS」という。）を構築する。

#### 第2条 （適用する規定等）

本業務の実施に際し、本仕様書のほか以下の法令及び規定等を遵守するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）、測量法施行令（昭和24年政令第322号）及び測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路法施行令（昭和27年政令第479号）及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (3) 国土交通省公共測量作業規程（平成28年国国地第190号）
- (4) 作業規程の準則（国土交通省令第461号）
- (5) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- (6) 国土地理院「地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014」
- (7) 国土地理院「日本版メタデータプロファイル（JMP2.0仕様書）」
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び美里町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第22号）
- (9) 美里町情報公開条例（平成11年条例第9号）
- (10) 美里町契約規則（平成9年規則第5号）
- (11) その他の関係法令、条例、規則等

#### 第3条 （業務概要）

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 公開型GIS環境構築 1式
- (2) 統合型GIS環境構築 同時アクセス20ライセンス
- (3) 既存データ移行

#### (4) 運用保守

### 第4条 (提出書類)

本業務の実施に際し、受注者は、次に掲げる書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 技術者届及び経歴書

### 第5条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従うものとする。

### 第6条 (守秘義務)

受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立していることを証明しなければならないものとする。具体的には、以下第1号及び第2号の承認及び認定を受けていることを資格要件とする。受注者は契約時にこれらを証明する資料を提出するものとする。

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度」による公的外部機関の承認 (Information Security Management System : ISMS)
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク制度」により認定 (プライバシーマーク : JIS Q 15001)

### 第7条 (成果品の点検及び検査及び納品)

受注者は、工程別作業終了後その他適切な時期に所要の点検を行わなければならない。また、検査は主任担当者が立会いのもと完成検査を行うものとし、必要に応じて、発注者の指示する検査を行うものとする。なお、成果品の納入場所は、発注者の指示に従うものとする。

### 第8条 (成果品の帰属)

本業務において作成された成果品及び中間成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくこれを第三者に公表又は流用してはならない。

### 第9条 (成果品の瑕疵)

受注者は、成果品の引き渡し後であっても、受注者の故意又は過失等に起因する不良個所が発見された場合、発注者の必要と認める処置を速やかに行うものとし、その費用はすべて受注者の負担とする。

#### 第10条（納期・納入場所）

本業務は、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年度事業とし、公開型GIS及び統合型GISは、令和7年3月から令和9年3月までの期間で運用するものとする。

種別	納入場所
公開型GIS、統合型GIS及び各種GIS搭載データ	総合政策課

### 第2章 全体計画

#### 第11条（作業計画、打合せ及び資料収集）

本業務を着手する前に、作業の方法、使用する機器、従事する人員及び工程等を取りまとめ、全体業務計画を立案するものとする。

2 本業務の開始時をはじめ、定期的に発注者と打合せを行い、打合せ結果については議事録等を作成し、発注者の承認を得るものとする。

3 本業務を実施するにあたり前条にある貸与資料を収集及び整理するものとする。貸与資料については個人情報が含まれているものもあるため、細心の注意を払い取り扱うものとする。

### 第3章 公開型GIS構築

#### 第12条（システム稼働要件等）

公開型GISの稼働要件及び機能要件は、内閣府が示す「モデル仕様書」に準拠するものとし、そのシステム機能については、別紙2「公開型GIS機能要件一覧表（モデル仕様書）」に記述する必須機能を最低限満たすものとし、パッケージソフトウェアを納入するものとする

#### 第13条（クライアント端末機器）

本業務で導入するシステムの管理は、既設のインターネット接続系ネットワーク上のクライアント機器又は仮想ブラウザを使用するものとする。なお、別紙2「公開型GIS機能要件一覧表（モデル仕様書）」に掲げるもののほか、既設のクライアント環境は、以下のとおり。

項目	内容
機種	デスクトップ型又はノート型パソコン
OS	Windows10 又は Windows11
CPU	Intel Core-i3 以上
メモリ	4GB 以上
HDD	320GB 以上
ソフトウェア	Microsoft Edge

	Google Chrome Microsoft Office 2016 , 2019 (クライアント機器による) Adobe Acrobat Reader DC Apex One セキュリティエージェント
--	---

#### 第4章 統合型GIS構築

##### 第14条 (システム稼働要件)

統合型GISは、以下の稼働要件を満たすものとする。

- (1) 汎用性が高く誰もが直感的に操作できるシステムであること。
- (2) 庁内LGWAN接続系ネットワーク (以下「LGWAN」という。) を利用するASP方式で提供すること。
- (3) 発注者のLGWANの回線速度は10Mbps
- (4) 庁内ネットワーク (LGWAN) 環境下におけるすべてのクライアントパソコン (約180台) での使用が可能なこと。
- (5) クライアントはWebブラウザ (.net Framework の利用は可能) で利用可能なものとする。
- (6) 使用するWebブラウザはMicrosoft Edge 又はGoogle Chrome とする。
- (7) 今後の調達においては、競争原理を導入するため阻害要因となる独自仕様のミドルウェアやフレームワーク等をアプリケーションに含んではならないものとする。
- (8) 一般財団法人全国地域情報化推進協会が推進する地域情報化プラットフォーム (GISユニット製品) の準拠登録製品であること。

##### 第15条 (クライアント端末機器)

本業務で導入するシステムは、既設のLGWAN接続系ネットワーク上のクライアント機器を使用するものとする。なお、既設のクライアント環境は以下のとおり。

項目	内容
機種	デスクトップ型又はノート型パソコン
OS	Windows10 又は Windows11
CPU	Intel Core-i3 以上
メモリ	4GB 以上
HDD	320GB 以上
ソフトウェア	Microsoft Edge Google Chrome Microsoft Office 2016 , 2019 (クライアント機器による) Adobe Acrobat Reader DC

	Apex One セキュリティーエージェント
--	------------------------

#### 第16条 (ライセンス要件)

クライアントで動作するために必要なソフトウェアライセンス数は、以下のライセンスとするものとする。(ただし、次条の住宅地図データのライセンスは除く。)

システム	ライセンス数
統合型GIS	同時アクセス20台

#### 第17条 (住宅地図データ調達)

統合型GISへ搭載する住宅地図データはゼンリン社製「Z-mapTOWN II 埼玉県美里町」(利用可能台数180台・同時接続数10台)とし、2年間利用するものとする。

#### 第18条 (ユーザ認証・権限設定)

- (1) 職員ごとにユーザIDとパスワードを入力しシステムにログインできるものとする。
- (2) 既存のユーザ認証基盤と連携し、シングルサインオンを行う機能を備えているものとする。
- (3) 設定したユーザ情報により、所属及び係ごとの各レイヤの表示、作画機能及び属性管理機能等の利用可又は不可を制御できるものとする。
- (4) アクセスログの取得が可能であるものとする。

#### 第19条 (管理者用ツール)

統合型GISの運用を円滑に行うため、発注者におけるシステム管理者が適宜必要な設定変更等を行えるようにする目的で、管理者用のツールを併せて実装するものとする。管理者ツールでは、最低限以下の内容について実施できる機能を持たせるものとする。

- (1) 各種レイヤ設定(新規、変更、削除等)
- (2) 各種権限設定(閲覧権限、編集権限等の付与及び削除等)
- (3) ユーザ及びグループの設定(追加、変更、削除等)

#### 第20条 (統合型GIS送信ツール設定)

統合型GISから公開型GISへ公開用データを出力するための設定を行うものとする。また、公開型GISが公開用データを受け取るための管理ツールに関する設定も併せて行うものとする。

#### 第21条 (システム機能要件)

システム機能については、統合型GISとしての機能を最低限満たすものとし、パッケージソフトウェアとする

## 第5章 セキュリティー等

### 第22条（データセンター要件）

各システムにおけるデータセンターの要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公開型GISシステムを格納するデータセンターは、別紙3「データセンター仕様書」に記載する要件をすべて満たすこと。
- (2) サービスを行うシステムを設置するデータセンターの要件は、特定非営利活動法人日本データセンター協会が制定する「データセンターファシリティスタンダード ティア3」及び別紙3「データセンター仕様書」を満たすこと。

### 第23条（アプリケーションサービス要件）

公開型GIS及び統合型GISのアプリケーションサービス要件は、別紙4「サービス提供に関するサービスレベルアグリーメント（案）」を参考にすること。

## 第6章 既存データ

### 第24条（データ移行範囲）

本業務で公開型GIS及び統合型GISに移行する既存データは、別紙5「GIS搭載データ一覧」のとおりとし、発注者との協議により、データの貸与時期やデータ仕様の確認、移行期間等を明記した移行計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

## 第7章 運用支援

### 第25条（運用支援）

本業務納入後の令和7年3月から令和9年3月までの期間で以下の運用支援を最低限実施するものとする。

- (1) システム保守
  - (ア) システム障害発生時に速やかに復旧対応について発注者と都度協議するものとする。
- (2) システム運用支援
  - (ア) システム操作等に関する質疑・障害対応の一次窓口として、ヘルプデスクを設置するものとする。
  - (イ) 運用支援の対応は、原則として土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時30分までの間、対応を行うものとする。
  - (ウ) 電話、メール等によるシステムに関する質疑応答を適宜行うものとする。

(3) 操作研修会

操作研修会の開催を年1回実施するものとする。開催時期や研修会内容については、発注者と協議のうえ決定する。

(4) 地図データの更新

地図データの更新は、別紙5「GIS搭載データ一覧」に明記されている該当地図データ及び更新時期のとおり実施するものとする。

(5) 運用終了時の対応

システム運用終了時には、速やかにデータ消去作業を行うものとする。データ消去作業結果について、報告書により発注者に報告し、承認を得るものとする。また、受注者は本業務完了後、次期システム検討のため、新システムに搭載されているGISデータをShape形式にて出力し発注者に提出すること。

## 第8章 成果品

### 第26条 (成果品)

本業務の納入成果品は以下のとおりとする。

(1) 公開型GIS構築

(ア) 公開型GIS (運用環境) 1式

(2) 統合型GIS構築

(ア) 統合型GIS (運用環境) 1式

(イ) 操作マニュアル (PDF形式、電子媒体格納) 1式

(ウ) 住宅地図データ (同時接続数10台・2年間利用料契約) 1式

(3) 既存データ移行

(ア) 各種GIS搭載データ (サーバに搭載) 1式

(4) ドキュメント

(ア) 業務実施計画書 1式

(イ) 移行計画書 1式

(ウ) 打合せ、協議事項等に係る記録 1式

(エ) 業務報告書 1式

(5) その他、発注者が必要とするもの 1式

以上

公開型GIS機能要件一覧表（モデル仕様書）

要件定義				必須機能	今後拡張が望まれる機能※	回答欄	
機能分類体系			要件			対応可否	備考
大項目	中項目	小項目					
■基本要件							
共通事項	サービス提供環境	機器環境	利用者、管理者双方のサービス利用環境を指定する。 利用者の操作機器環境 ・対応させる機器：WindowsPC、MacPC、Android、iPhone ・対応OSとそのバージョン：Windows10以降、MacOSX以降、Android11以降、iOS14.8以降 ・対応ブラウザとそのバージョン：Windows10以降、MacOSX以降、Android11以降、iOS14.8以降 管理者の操作機器環境 ・対応させるOSとそのバージョン：利用者側と同様（ただしWindowsPCのみ） ・対応ブラウザとそのバージョン 利用環境においては、Java、ActiveX、.NET Framework等のプログラムを別途必要としないこと。	○			
		ネットワーク環境	利用者側環境：インターネットで動作すること 管理者側環境：LG-WAN（又はインターネット）で動作すること。 インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 通信環境は、次のとおりとする。 インターネット上において通信速度10Mbps以上（推奨50Mbps以上） 管理者側環境において、インターネットで動作することを想定する場合は、株式会社サスライト社の「SASTIK Network Isolation」を使用した仮想ブラウザ環境において使用ができること。	○			
		データ管理	次のいずれかの方法バックアップを行い、7日間分以上のバックアップデータを保存すること。 ・日々のフルバックアップ ・週1回フルバックアップ、その他6日間は差分をバックアップのうえ、いずれもバックアップデータを7日間分以上保存	○			
		サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。	○			
	ライセンス数	管理者側ライセンス	アカウントライセンスの場合に必要なライセンス数（特権ユーザと一般ユーザ毎）等を指定。 デバイスライセンスの場合は、利用想定機器台数を指定。 例：特権ユーザアカウントを5アカウント以上、一般ユーザアカウントを50アカウント以上提供すること。	○			
	デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。	○			
		操作性	利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であることを示す。	○			
		視覚障害者支援	サービスを円滑に利用するためのユーザ補助機能として、次のような機能を用意できること。 例) ・視覚障害者が自力でユーザー向けアプリ等を操作できる機能 ・各種機能をショートカットキーにより利用できる機能など		○		

情報セキュリティ	システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要なログ情報を取得すること。	○				
	アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。	○				
	不正プログラム対策		システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないよう対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。	○			
			システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	○			
	データ移行	—	将来的なシステム移行等に備え、保持するデータについては政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠するなど標準的なデータモデルに沿った形にすること。		○		
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し発注者に提供することを指す。	○			
		保有データの消去等	次の例のように、サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること、消去においては、復元不可能な状態にすること。 例) 登録するデータ全てを庁内統合型GISに集約し、公開型GISへ直接登録しないものとする。公開型GISに搭載された情報はすべて美里町へ提供可能とする。 など	○			
	利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとる機能を有すること。	○			
	問合せ機能	—	問合せ方法に関する情報が掲載できること。	○			
	統計機能	—	システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計する機能を有すること。	○			
関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に関係する関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。	○				
著作権	—	サービス標準に含まれる背景地図（案内地図、航空写真）について、第三者が権利を有する範囲について、使用許諾等の手続きは受注者側で行い、二次利用可能範囲について開示を行う。 ただし、上記の範囲を超える二次利用又は発注者の指示により、第三者が権利を有する画像等の使用を行う場合はこの限りではない。	○				
資格管理	管理側アカウント管理	管理情報	職員用アカウントを登録できること。	○			
		アカウント設定方法・認証方法	登録できるユーザー数は無制限であること。	○			
			管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。	○			
	アクセス制御	職員アカウントは、所属ごとなどでグループ設定でき、各グループごとに利用可能な情報の権限設定を行えること。		○			
<b>■類型毎に異なる機能要件</b>							
基本条件	地図の種類・ライセンス		公共施設や、商業施設等の位置が適切に配置され視覚的にわかりやすい案内地図を、施設情報、観光情報等に用いる背景地図を提供できること。	○			
利用者向け機能	トップページ	トップページ等	利用者向けトップページを設置すること。 トップページは、新着情報や問い合わせ先等の情報を表示できること。 利用者が、閲覧するマップを選択できること。 タイトル部分のシステム名称は、発注者が指定する名称を設定し表示できること。	○			

		<p>利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。</p> <p>タイトル部分の色調は、発注者のホームページの色調に合わせて設定し表示できること。</p> <p>発注者が貸与する画像（記事、イメージ、キャラクター等）を設定し表示できること。</p>	○			
地図表示機能	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	○			
		地形図、背景用民間地図等の元データがベクタレイヤの背景図については、タイル画像化して表示できること。	○			
	凡例機能	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。	○			
	地図表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。	○			
		表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。	○			
		表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。	○			
		異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。	○			
		並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。	○			
		施設情報や地図コンテンツと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。	○			
		背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。	○			
		表示している地図の内容を表示できるURLを表示できること。	○			
	索引図表示	ハッチングパターンは縦・横・斜め（右下がり、左下がりの各方向）で設定できること。	○			
		表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。	○			
		索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。	○			
	主題情報・シンボル情報	図形情報に対応するポイント（点）、ライン（線）、ポリゴン（面）を表示できること。	○			
		図形（アイコンシンボル、線、面）の表示設定は、複数色、複数種類から選択できること。	○			
		点レイヤと属性情報で構成されるシンボル情報を表示できること。また、点レイヤはアイコンとして表示できること。	○			
		アイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。	○			
		属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できること。	○			
		属性情報の値（角度）に従い、ラベルやアイコンを回転して地図上に表示できること。	○			
縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。 また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。		○				
関連ファイル	施設情報や地図コンテンツに関連ファイルを設定できること。	○				
	アイコン、線レイヤ及び面レイヤをクリックすることにより、関連ファイルを表示できること。	○				
	画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。	○				
拡大縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること。	○				
	表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を指定し拡大できること。	○				
	レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。	○				
	マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小できること。	○				
移動	マウス操作により表示地図の任意の箇所1点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示できること。	○				

		画面上に表示されるボタン等により、地図を任意の方向に一定割合で移動できること。	○			
		マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること。	○			
	URL・QR	表示した位置情報をURL出力できること。	○			
		表示した位置情報の携帯電話用URLをQRコード変換して表示できること。	○			
レイヤ管理等	レイヤ表示等	線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。	○			
		レイヤ単位及び分類単位で表示・非表示の切り替えができること。	○			
属性機能	属性情報設定	テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。(事業者による対応でもよい。)	○			
	属性情報表示	地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。	○			
	属性一覧	地図上の地物の属性一覧を表示できること。	○			
	属性検索	属性一覧画面から地物を検索できること。	○			
	属性データ型	属性情報として以下のデータ型を設定できること。 数値、文字列、URLなど	○			
		URLについてはハイパーリンクとして表示できること。	○			
検索機能	住所検索	住所情報による地図検索ができること。 住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「一」「ー(長音)」による表示等、想定される住所表記に対して対応できること。	○			
	目標物検索	目標物による地図検索ができること。 キーワード入力による地図検索ができること。キーワードは文字の部分一致で検索できること。 リスト選択による地図検索ができること。	○			
	ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できること。	○			
	座標検索	経度・緯度を指定して位置が検索できること。 地図の任意地点の経度・緯度を表示できること。	○	○		
印刷・出力	印刷	画面上に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。 都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。 コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。 都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。	○			
	データ出力	画面上に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。 CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、出力項目等の管理が可能であること。	○	○		
	計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。 距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができること。 計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。	○			
	作図機能	地図上に一時的な図形(点・線・面等)を作成できること。 一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。	○			
	スマートフォン対応	表示	○			
		スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグなどスマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。	○			
管理機能	お知らせ機能	お知らせ、新着情報の表示	○			
	地図表示機能	レイヤ表示		○		
		線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。(事業者による対応でもよい。) 面レイヤは、枠線や塗りつぶし部分の種類、太さ、色、透過度等を変更できること。(事業者による対応でもよい。)		○		

		レイヤの表示順を設定できること。（事業者による対応でもよい。）		○		
		レイヤの色分け表示、ラベル表示を設定できること。（事業者による対応でもよい。）		○		
	公開管理	公開データ登録	登録されたデータのうち、美里町から提供される更新データ年一回の事業者によりデータ更新を行うこと。 統合型GISと連携設定を行ったレイヤは、美里町にてデータ更新・公開・非公開設定が可能なこと。	○		

備考)

- ・※「今後拡張が望まれる機能」とは、2024年4月以降契約期間内で実装が望ましい機能をいう。
- ・「対応可否」の欄は、以下の凡例に基づき記入すること。
  - ：対応可(必須機能欄の場合は2024年4月以降契約期間内で実装予定の機能も含む。)
  - ×：対応不可
  - △：その他(「カスタマイズで対応」、「代替機能で対応」等を備考欄に詳細を記入すること。)

## データセンター仕様書

### 第 1 章 災害対策

#### 第 1 条 (地震対策)

- (1) 建築基準法及び同施行令（1981 年 6 月改正）に準拠していること。
- (2) 建物は、耐震新基準（建築基準法で定められた地震力の 1.5 倍の外力）に対応していること又は免震構造であること。
- (3) 建物は、震度 6 強に対して倒壊及び崩壊を避ける耐震性を有すること。
- (4) 機器を収納するラックは、最大搭載重量時に震度 6 強に対して倒壊しない免震性を有すること。
- (5) 設備機器について固定処置を実施していること。
- (6) 計算機設備等の機器免震を実施していること。ただし、建物が免震構造である場合は、この限りでない。

#### 第 2 条 (火災対策)

- (1) 防火対策として、部屋別に防火及び耐火区画化を実施していること。
- (2) 防火対策として、防火扉や建材等の重要箇所には不燃物や不燃材を使用していること。
- (3) 防火対策として、難燃ケーブルをしていること。
- (4) 消火設備として、ハロン消火設備を設置していること。
- (5) 高感度煙感知器設備を設置していること。

#### 第 3 条 (漏水対策)

- (1) サーバ室と水配管ルートとの分離処理をしていること。
- (2) 漏水検知機を設置していること。
- (3) 防水堤を設置していること。
- (4) 水使用機器周辺に対して塗膜防水処理を実施していること。

#### 第 4 条 (避雷対策)

- (1) 避雷接地により避雷対策を施していること。
- (2) アレスター設備を設置していること。

#### 第 5 条 (照明及び非常灯設備)

- (1) 作業に必要な照明と非常時の非常灯が建築基準法、消防法に準拠し整備されていること。

## 第2章 空調設備

### 第6条 (空調容量)

- (1) 設置されている機器による発熱を抑えるために必要な容量の空調であること。

### 第7条 (空調稼働時間)

- (1) 空調機の冗長化により、24時間365日連続して空調稼働できること。

### 第8条 (空調機の監視)

- (1) 空調設備の稼働状況を24時間監視できること。

## 第3章 電源設備

### 第9条 (停電時の対策)

- (1) 非常用発電装置を有し、商用電源停止時は24時間以上の電源供給可能なバックアップ電源を提供できること。
- (2) 無停電電源装置等を設置し、商用電源停止後から自家発電機切り替えまでの間も無停電を保障すること。
- (3) 備蓄用燃料タンクを保有し、停電時の電源対策に活用できる体制を整えておくこと。

### 第10条 (電源設備の監視)

- (1) 電源設備の稼働状況を24時間監視できること。

## 第4章 セキュリティ対策

### 第11条 (外部からの侵入防止)

- (1) 外部からの侵入による危害を防ぐために、サーバエリアは十分に保護されていること。
- (2) 24時間365日、有人受付による対応が可能であること。
- (3) 非接触式カードリーダー及び生体認証装置、赤外線センサーの設置その他外部からの侵入等に関する防止体制を整えること。
- (4) 敷地境界線にはフェンス等の防護柵を設置し、敷地内への侵入を未然に防ぐ環境を整えておくこと。

第12条（入退室制限及び入退室記録）

- (1) ICカード等の個人認証システムにより入退室を制限すること。
- (2) 入退室の記録を管理していること。

第13条（情報漏洩対策）

- (1) ITV監視設備等により、サーバ室内又はサーバ室外周での不審行動者を監視すること。
- (2) 機器類の設定情報の外部漏洩防止のため、複写機（スキャナ含む）及びFAX等の機器について十分な管理がなされていること。
- (3) 定期的にセキュリティ診断が実施され、ネットワークの安全性の確認がおこなわれていること。

第5章 障害対策

第14条（二重化及び冗長化対策）

- (1) 空調設備は冗長化構成となっていること。
- (2) UPS設備は冗長化構成となっていること。
- (3) ネットワークは複数のキャリアを引き込んでいる体制を維持できていること。

第15条（データの保管）

- (1) 耐火区画内に専用のデータ保管庫を設け、災害時においてもデータを保護する環境を整えておくこと。

## サービス提供に関するサービスレベルアグリーメント(SLA) (案)

## 1. 品質を維持するための目標値・保証値

	目標値・保証値を設定する項目	目標値・保証値
1	<p>サービス稼働率</p> <p>【計算方法】</p> <p>サービス稼働率=実際の稼働時間÷(所定のサービス提供時間-予定された停止時間-免責される停止時間)×100</p> <p>※所定のサービス提供時間:24時間 365日</p> <p>※予定された停止時間:事前にお客様に告知の上行うメンテナンス等に伴う計画停止時間</p> <p>※免責される停止時間:不可抗力その他の責によらずサービスが停止した時間</p>	<p>保証値:</p> <p>「統合型 GIS」については 99.5%</p> <p>「公開型 GIS」については 99.5%</p>
2	<p>ヘルプデスクの営業時間稼働率</p> <p>【計算方法】</p> <p>ヘルプデスクの営業時間稼働率=実際の稼働時間÷(所定の営業時間-予定された停止時間-免責される停止時間)×100</p> <p>※所定の営業時間:祝日及び定休日を除く、月曜～金曜の 8:30～17:30</p> <p>※予定された停止時間:事前にお客様に告知の上営業を停止した時間</p> <p>※免責される停止時間:不可抗力その他の責によらず営業を停止した時間</p>	<p>目標値:99.9%</p>
3	<p>メンテナンス等に伴う計画停止の告知</p> <p>【告知方法】</p> <p>計画停止を実施する 2 週間前までに、計画停止を実施する日時を URL 上に掲載し、又はお客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に通知します。</p>	<p>告知期限の保証値:計画停止実施日の 2 週間前まで</p>
4	<p>緊急メンテナンス等によりサービス停止を行う場合の告知</p> <p>【告知方法】</p> <p>停止前までに、停止日時を、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に通知します。</p>	<p>告知期限の目標値:停止前まで</p>
5	<p>インシデント発生時の通知(一次通知)</p> <p>【定義】</p> <p>(1) インシデント:以下に定める「重大インシデント」と「障害」を総称する。</p> <p>(2) 重大インシデント:本サービスにおける不正アクセス・DoS 攻撃、本サービスのマルウェア感染、本サービスに保存された情報の漏洩・改ざんのいずれか又は複数の事象が発生したこと、及びこれらを原因として発生した本サービスの稼働停止、機能低下等の不具合をいう。</p> <p>(3) 障害:重大インシデント以外の原因から生じる本サービスの稼働停止、機能低下等の不具合(本サービスの稼働に支障のない軽微な不具合、バグ等を除く)をいう。</p> <p>(4) 一次通知:インシデントが発生したことをお客様に通知することをいう。一次通知には、インシデントの検知日時及び内容が含まれる。</p> <p>①重大インシデントの一次通知・障害が営業時間(上記 2 の「※所定の営業時間」参照。以下同じ)内に検知された場合の一次通知</p> <p>→重大インシデント又は障害を検知した場合、その時点から原則 1 時間以内に、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に一次通知を行います。</p>	<p>通知期限の保証値:検知から 1 時間以内</p>

	<p>②障害が営業時間外に検知された場合の一次通知</p> <p>→翌営業日の午前 9 時に当該障害発生が検知されたものとみなし、その時点から 1 時間以内に、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に一次通知を行います。</p> <p>※一次通知前に復旧した場合には復旧通知を行い一次通知は省略する場合があります。</p>	
6	<p>インシデント復旧予定の通知(二次通知)</p> <p><b>【定義】</b></p> <p>(1) 復旧:インシデント発生前の正常な稼働状態に戻すことその他、その前段階である以下の対応を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大インシデントの場合:本サービスを直ちに停止する、又は問題のある部分を直ちに切り離すこと。</li> <li>・障害の場合:ユーザーに対し障害を回避する方法や代替案を周知する等のワークアラウンド対応を行うこと。</li> </ul> <p>(2) 二次通知:インシデントの発生状況(原因、影響等)、対応状況及び復旧予定日時(復旧の見通しが立たない場合は未定の旨)をお客様に通知することをいう。</p> <p>①重大インシデントの二次通知・障害が営業時間内に検知された場合の二次通知</p> <p>→重大インシデント又は障害を検知した時点から 3 時間以内に、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に二次通知を行います。</p> <p>②障害が営業時間外に検知された場合の二次通知</p> <p>→障害が翌営業日の午前 9 時に検知されたものとみなし、その時点から 3 時間以内に、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に二次通知を行います。</p> <p>※二次通知前に復旧した場合には復旧通知を行い二次通知は省略する場合があります。</p>	<p>通知期限の目標値:検知から 3 時間以内</p>
7	<p>インシデント復旧の通知(復旧通知)</p> <p><b>【定義】</b></p> <p>復旧通知:復旧したこと、復旧日時及び復旧に要した対応内容をお客様に通知することをいう。</p> <p>①重大インシデントの復旧通知・障害が営業時間内に検知された場合の復旧通知</p> <p>→重大インシデント又は障害を検知した時点から 6 時間以内に、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に復旧通知を行います。</p> <p>②障害が営業時間外に検知された場合の二次通知</p> <p>→障害が翌営業日の午前 9 時に検知されたものとみなし、その時点から 6 時間以内に、お客様が本サービスにおいて届け出た連絡先メールアドレス宛に復旧通知を行います。</p>	<p>通知期限の目標値:検知から 6 時間以内にメールにて通知</p>
8	<p>オンライン応答時間遵守率</p> <p>① 「統合型 GIS」のオンライン応答時間遵守率</p> <p><b>【計算方法】</b></p> <p>オンライン応答時間遵守率=レスポンス(※1)が x 秒(※2)以内のリクエスト数 ÷ 全リクエスト数 × 100</p> <p>※1:データセンター内の計測用プログラムから、本サービスに定期的のリクエストを行い、応答時間を計測する。</p> <p>※2:地図ウィンドウの初回立ち上げ時:x=10 地図ウィンドウの初回立ち上げ時以外:x=3</p>	<p>目標値:</p> <p>① 「統合型 GIS」については、実効 10Mbps 以上の接続回線において、遵守率 90%以上</p>

	<p>② 「公開型 GIS」のオンライン応答遵守率</p> <p><b>【計算方法】</b></p> <p>オンライン応答時間遵守率=初期画面及び地図画面におけるレスポンス(※1)が3秒(※2)以内のリクエスト数 ÷ 全リクエスト数 × 100</p> <p>※1: データセンター内の計測用プログラムから、本サービスに定期的リクエストを行い、応答時間を計測する。</p> <p>※2: 地図画面の初回立ち上げ時は計測の対象としない。</p>	<p>② 「公開型 GIS」については、実効 10Mbps 以上の接続回線において、初期画面及び地図画面の表示時間が3秒以内の遵守率 90%以上</p>
9	ウイルス定義ファイルの更新	更新期限の目標値:ウイルス定義ファイル公開の時点から 24 時間以内
10	セキュリティパッチの適用の緊急性の判別と適用実施	目標値:セキュリティパッチ公開日から 5 営業日以内(公開 GIS は 3 日以内)にパッチ適用試験を開始(営業日:上記 2 の「※所定の営業時間」参照)。
	<b>【判別及び適用の手順】</b> セキュリティパッチ公開後、緊急適用の要否の判別を行い、適用を必要と判断した場合はセキュリティパッチ公開日から 5 営業日以内(公開 GIS は 3 日以内)にパッチ適用試験を開始(営業日:上記 2 の「※所定の営業時間」参照)。	
11	バックアップの実施	データ破損時のリカバリーポイントの目標値:1 日以内
	<p>① 「統合型 GIS」のバックアップ内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日次でフルバックアップし 3 世代を保存する。</li> <li>・データ破損時のリカバリーポイントは 1 日以内とする。</li> </ul> <p>② 「公開型 GIS」のバックアップ内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかの方法バックアップを行い、7日間分以上のバックアップデータを保存すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→日々のフルバックアップ</li> <li>→週 1 回フルバックアップ、その他 6 日間は差分をバックアップのうえ、いずれもバックアップデータを7日間分以上保存</li> </ul> </li> <li>・データ破損時のリカバリーポイントは 1 日以内とする。</li> </ul>	

## GIS搭載データ一覧

No.	データ名称	データ化の有無	データ形式	公開の可否	移行・更新年度			備考
					R6	R7	R8	
1	カーブミラー位置図	○	shapeデータ	○	○			添付ファイル：台帳、写真
2	街路灯(防犯灯)位置図	○	shapeデータ	○	○			添付ファイル：台帳、写真
3	ゴミ集積所位置図	○	shapeデータ	○	○			添付ファイル：台帳、写真
4	消防水利図	○	shapeデータ	○	○			添付ファイル：台帳、写真
5	街かど消火器位置図	○	shapeデータ	○	○			添付ファイル：台帳、写真
6	AED位置図	○	shapeデータ	○	○			添付ファイル：台帳、写真
7	土砂災害(特別)警戒区域	○	shapeデータ	○	○			
8	洪水浸水想定区域図	○	shapeデータ	○	○			
9	災害時要支援者家屋図	○	shapeデータ	×	○			
10	行政区資源ごみ収集場所	○	shapeデータ	○	○			
10	資源ごみ・有害ごみ収集場所	○	shapeデータ	○	○			
11	地積図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
12	地番	○	shapeデータ	○	○	○	○	
13	建物	○	shapeデータ	×	○	○	○	
14	台帳地目	○	shapeデータ	×	○			
15	現況地目	○	shapeデータ	×	○			
16	字界記号	○	shapeデータ	×	○			
17	大字界	○	shapeデータ	×	○			
18	間口	○	shapeデータ	×	○	○	○	
19	画地	○	shapeデータ	×	○	○	○	
20	想定整形地	○	shapeデータ	×	○	○	○	
21	状況類似(宅・雑)	○	shapeデータ	○	○			
22	状況類似(田)	○	shapeデータ	×	○			
23	状況類似(畑)	○	shapeデータ	×	○			
24	状況類似(山林・原野)	○	shapeデータ	×	○			
25	R3年度_標準地	○	shapeデータ	×	○			
26	太陽光発電設置状況	○	shapeデータ	×	○			
27	H24年度_問題箇所	○	shapeデータ	×	○			
28	航空写真	○	TIFFデータ	○	○			
29	道路台帳図	○	図郭割図：shapeデータ 台帳図：Tiffデータ	○	○	○	○	
30	道路網図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
31	道路判定位置図	○	shapeデータ	×	○			
32	橋梁位置図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
33	国有財産一括譲与位置図	○	shapeデータ	×	○			
34	土砂災害警戒区域図	○	shapeデータ	○	○			
35	地籍図枠	○	shapeデータ	×	○			
36	ガス管路図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
37	路面性状調査図	○	shapeデータ	×	○			
38	橋梁台帳	○	shapeデータ	○	○	○	○	
39	路線番号、橋梁名	○	CSVデータ	○	○	○	○	※データマッチング要
40	1/2500地形図	○	DMデータ	×	○			
41	1/10000全図	○	DMデータ	○	○			
42	水道管路図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
43	下水道管路図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
44	農業集落排水管路図	○	shapeデータ	○	○	○	○	
45	ガス管	○	shapeデータ	×	○			
46	県水管路図	○	shapeデータ	×	○			
47	学校教育施設	○	csvデータ(地番データ)	○	○			※データマッチング要
48	文化財包蔵地	○	shapeデータ	○	○			
49	施設案内(遺跡の森総合公園・社会体育施設・公民館・図書館・遺跡の森館・展示室・こども広場)	○	csvデータ(地番データ)	○	○			※データマッチング要
50	遺跡の森総合公園内駐車場・公衆トイレ	○	csvデータ(地番データ)	○	○			※データマッチング要